

## 条例化の理由

蕨市では、市民参画・協働の推進を具現化するための方針として、平成19年2月に「市民参画・協働のまちづくり指針」を策定しました。

指針では、「市民参画制度の整備」と、「協働の仕組みづくり」について取り組み事項を示し、これに基づき、市は市民参画・協働の取り組みを進めてきました。しかし指針は、あくまで“市の方針”であり、こうした制度等を保障し、約束するものではありませんでした。

今回の条例の制定は、これまでも市が進めてきた、市民参画・協働の取り組みを、議会の議決を経た条例として規定することによって、市の姿勢をより明確化し、市民の皆さんにお示しすることで、いっそうの制度的な安定を図るとともに、市民の皆さんとともに参画・協働のまちづくりを進めていくことを目的としています。

### 条例とは・・・

地方自治体はその権限に属する事務に関し、法令の範囲内で議会の議決を経て制定する自治立法をいいます（このことは、憲法第94条、地方自治法第14条第1項に規定されています）。

これに対し、規則・要綱・指針などは、市長が自らの権限の範囲で制定するものです。

#### 憲法第94条

「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。」

#### 地方自治法第14条第1項

「普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。」